

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月1日

千葉県病院事業管理者 寺 井 勝

千葉県病院局規程第1号

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成23年千葉県病院局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

胎児精密超音波検査料	1回につき 25,000円（初期血清マーカー検査を追加する場合には20,000円加算）
------------	---

を

」

「

遺伝カウンセリング料	初回	10,000円
	2回目以降	5,000円
胎児精密超音波検査料	1回につき 25,000円（初期血清マーカー検査を追加する場合には20,000円加算）	
妊娠中期母体血清マーカー検査料	20,000円	
羊水染色体検査料	単胎	120,000円
	単胎でFISH法を伴う場合	140,000円
	双胎	200,000円
	双胎でFISH法を伴う場合	240,000円

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。